

一般社団法人日本教育学会倫理綱領

(制定の趣旨)

第1条 一般社団法人日本教育学会は、定款第4条の定めに従い、本学会の目的を達成するとともに、教育学研究の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。

(基本原則)

第2条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。会員は、研究によって得られたデータ、情報、調査結果などを、改ざん、捏造、偽造してはならない。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するとともに、その根拠が持つ限界をも明らかにする必要がある。

(情報提供者への説明責任)

第4条 一般社団法人日本教育学会会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究実施における配慮)

第5条 一般社団法人日本教育学会会員は、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格とプライバシーに配慮し、これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 一般社団法人日本教育学会会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(研究倫理の徹底に関する学会の責任)

第7条 一般社団法人日本教育学会は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的な内容の明確化に向けて、継続的な努力を払うものとする。

附則

この倫理綱領は、この法人設立時より施行する。